

平成 29 年度第 2 回日本スポーツ少年団常任委員会 議事録

日 時 : 平成 29 年 6 月 2 日 (金) 15 時 00 分～16 時 30 分
場 所 : 岸記念体育会館 101～103 会議室
出席者 : 坂本本部長、山井、井上の各副本部長
佐藤、星、高山、北東、白砂、河野、大森、
伊藤、望月、三和、神谷、富田、工藤の各常任委員 計 21 名
〈委任〉三屋副本部長、明比、原、稲川、宗像の各常任委員 計 5 名
構成員の 2 分の 1 以上の出席【総数 21 名のうち出席 21 名(委任含む)】により会
議成立(「日本スポーツ少年団設置規程」第 18 条第 3 項)
※土江委員(九州ブロック)は 5 月 11 日付で常任委員を辞任しているため、欠員とする。
〈事務局〉河内事務局長、菊地部長、奈良課長、他少年団課員 7 名

設置規程第 18 条第 2 項により、坂本本部長を議長として、議事に入った。

<議案>

(1) 平成 29 年度第 1 回日本スポーツ少年団委員総会の開催について《資料 P.1》

6 月 3 日開催の平成 29 年度第 1 回日本スポーツ少年団委員総会における議案、報告事項につ
いて諮り、これを承認。

(2) 平成 28 年度日本スポーツ少年団活動報告及び決算について《冊子、資料 P.2～3》

平成 28 年度の活動報告及び決算について諮り、いずれも承認。活動報告は「平成 28 年度ス
ポーツ少年団活動報告書」の提示をもって報告とした。

なお、本件は 6 月 3 日開催の平成 29 年度第 1 回日本スポーツ少年団委員総会、6 月開催の日
本体育協会理事会及び定時評議員会において、日本体育協会全体の決算として最終承認を得る
ことを説明。

【決算の主な内容】

[収入の部]

・登録料収入

予算に対し、団員は 9,432 名増の 686,432 名、指導者は 3,248 名減の 198,769 名とな
り、合計で 556,000 円増の 345,067,900 円となった。

・参加者等負担金

「参加者負担金」は、日独同時交流の派遣者数の減等により 20,918,280 円減。「その
他受取負担金」は、2,329,338 円増。合計で 18,588,942 円減の 84,975,778 円となった。

・日本体育協会負担金

助成先の査定により助成金が減額となったことから、予算に対し、67,135,846 円減の
80,160,749 円となった。

以上により、収入合計額は、予算額に対し 85,168,788 円減の 510,204,427 円となった。

[支出の部]

・ 指導者養成・研修

認定員養成に関する講習会の開催希望が少なかったこと、また幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム（以下 ACP）普及促進に関する講習会会場費の減額、その他全般において経費削減に努めたことから、全体で 36,268,862 円減の 82,447,653 円となった。

・ 指導者協議会

ほぼ予算額どおりの執行となった。

・ リーダー養成・研修

シニア・リーダースクールの参加者数減による旅費補助の減額などにより、全体として 1,081,551 円減の 7,858,949 円となった。

・ 国内交流

競技別交流大会において経費削減に努めたことなどにより、全体で 13,389,068 円減の 84,727,432 円となった。

・ 国際交流

日独同時交流における参加者減および日中団員交流の派遣における渡航費の減額などにより、全体で 6,822,009 円減の 55,829,391 円となった。

・ 広報出版

情報誌「Sports Japan」受託業者の企業努力などにより、10,063,416 円減の 58,344,584 円となった。

・ 少年団顕彰

ほぼ予算額どおりの執行となった。

・ 研究調査

ほぼ予算額どおりの執行となった。

・ スポーツ活動サポートキャンペーン

認定員養成に関する講習会における熱中症予防プログラムの実施数減により、1,631,436 円減の 4,550,564 円となった。

・ 組織整備強化

ほぼ予算額どおりの執行となった。

・ 登録認定関係

登録システム対応窓口業務の外注を取りやめたことなどにより、10,612,822 円減の 13,638,978 円となった。

・ 運営諸費

合計で、4,237,209 円減の 68,820,291 円となった。

以上により、支出合計額は、予算額に対し 85,168,788 円減の 510,204,427 円となり、今

期の収支差額は 0 円となった。

<主な意見>

- ・ 北 東 委 員 : 平成 28 年度の認定員養成講習会の参加者数は何名か。
(北 信 越)
- ・ 事 務 局 : 委託コース: 12,023 名、独自コース 2,969 名であった。(報告書 P.38)

(3) 平成 30 年度日本スポーツ少年団活動計画及び要望予算の編成について《資料 P.4~7》

平成 30 年度の活動計画について平成 29 年度からの変更点を中心に概要を説明し諮り、これを承認。また、要望予算は、6 月 3 日開催の平成 29 年度第 1 回日本スポーツ少年団委員総会で活動計画の承認を得た後に編成するため、活動計画の変更が生じた場合の対応と併せて坂本本部長に一任とすることについて諮り、これを承認。

【活動計画:平成 29 年度からの変更点等】

- ・ 指導者養成・研修

「ジュニア・スポーツフォーラム（仮称）については、現在の全国スポーツ少年団指導者全国研究大会（以下、指導者全国研究大会）の実施形態を変更して実施する。参加対象に各都道府県のリーダー代表者、リーダー育成担当指導者を加え、分科会についてもリーダー育成に関する内容を加えた形で実施する計画。
- ・ リーダー養成・研修

「全国スポーツ少年団リーダー連絡会」については、上記「ジュニア・スポーツフォーラム（仮称）」と共同開催とする。従来のプログラム 2 日目を「ジュニア・スポーツフォーラム（仮称）」へ移行させるとともに、リーダー育成に関する分科会を設置。分科会は指導者全国研究大会参加の指導者の参加を可能にすることにより、リーダー育成に対する理解を深めることを目的とする。
- ・ 国内交流

全国スポーツ少年大会は茨城県、全国軟式野球交流大会は長崎県、全国剣道交流大会は山口県、全国バレーボール交流大会は大分県、全国ホッケー大会は富山県でそれぞれ開催予定。
- ・ 国際交流

日独指導者交流は隔年で異なる事業として実施しており、平成 30 年度は文部科学省委託の「日独青少年指導者セミナー」として実施する予定。日中青少年スポーツ交流は隔年で派遣と受入を実施しており、平成 30 年度は団員・指導者ともに派遣の年になる。
- ・ 研究調査

引き続き、専門部会、プロジェクト等の開催を通じて、スポーツ少年団育成計画の遂行と併せ様々な課題について協議する。
- ・ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた取組み

「フェアプレーの推進」「全国スポーツ少年団活動」「オリ・パラへの参画」及び「組織基盤整備」の各事項に取り組む。
- ・ その他

「暴力行為根絶に向けた取組み」については、各種行事・大会等を通じて暴力根絶に向け、取り組みを継続する。

<主な意見>

- ・ 北 東 委 員 : H30 ジュニア・スポーツフォーラムはどの時点で開催が決定したのか。
 (北 信 越) 毎年 6 月の指導者研究大会と同時期の開催予定だが、別の内容となるのか。
- ・ 事 務 局 : 指導育成部会を中心に議論した。2 月開催のブロック会議においても開催案を示し、ご意見を伺いながら取り進めている。大きな会議体としては、今回の第 2 回常任委員会および第 1 回委員総会にてご協議いただくことになる。6 月の指導者全国研究大会は名称を変更してジュニア・スポーツフォーラム(仮称)として連動開催する予定。新たに事業を追加するのではなく、現指導者全国研究大会を、全国リーダー連絡会と連動しながら名称を変更して実施する予定。
- ・ 神 谷 委 員 : 「8. 広報出版」ACP ガイドブックの有料販売とは、既に販売している
 (学 識) ものを安価に販売するのか、または新たに教本を作成するのか。
- ・ 事 務 局 : 新たに教材を作成するのではなく、現在講習会で特別価格にて販売しているものを、一般販売する予定としている。

(4) 平成 31 年度全国スポーツ少年団大会の開催地について《資料 P.8》

平成 31 年度開催の第 57 回全国スポーツ少年団大会の開催地を長崎県とすることについて諮り、これを承認。

(5) 第 40 回全国スポーツ少年団剣道交流大会及び

第 15 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会の開催について《資料なし》

来年 3 月に東京都で開催される第 40 回全国剣道交流大会及び群馬県で開催される第 15 回全国バレーボール交流大会の実施要項について、各大会実行委員会に出席する坂本本部長または副本部長に一任することを諮り、これを承認。

なお、今後 9 月から 10 月に各大会実行委員会において交流大会実施要項が決定した後、各都道府県スポーツ少年団に通知する。

(6) 平成 29 年度日本スポーツ少年団顕彰について《資料 P.9~10》

日本スポーツ少年団顕彰要綱及び同施行基準に基づき推薦があった 34 都道府県 72 市町村スポーツ少年団及び 43 都道府県 143 名の指導者の表彰について諮り、これを承認。

また、退任指導者に対する感謝状の贈呈は、従来同様、同施行基準に基づき各都道府県本部長に委任し、年度末に一括報告願う形態で取り進めることについて併せて諮り、これを承認。

(7) その他「社会教育功労者表彰の推薦について」《資料なし》

文部科学大臣が表彰する社会教育功労者の候補者推薦は、例年 6 月上旬に文部科学省が公募を行い、8 月上旬に同省に推薦を行うこととなっていることから、今後、同省の公募に基づく推薦候補者の決定については、坂本本部長に一任することについて諮り、これを承認。

＜報告事項＞

(1) 平成 29 年度第 1 回日本スポーツ少年団常任委員会の議事録について《資料 P.11~13》

議長から資料に基づき報告。

(2) 日本スポーツ少年団指導者協議会運営委員会の編成について《資料 P.14》

去る 4 月 24 日開催の平成 29 年度第 1 回常任委員会において報告している標記について、委員長が選出された東海ブロックからの追加の委員として、愛知県の深谷龍正氏が選出された旨を報告。

(3) 第 44 回日独スポーツ少年団同時交流日本団の派遣団員の決定について《資料 P.15》

5 月の事前研修会を経て、団員 69 名、指導者 11 名、団長団 3 名の合計 83 名を日本団として決定した旨を報告。

(4) 日本体育協会公認スポーツ指導者制度改定作業に伴う対応について《資料なし》

日本体育協会公認スポーツ指導者制度（以下、公認指導者制度）を所轄する、本会指導者育成専門委員会が都道府県体育（スポーツ）協会や競技別資格養成団体宛に制度改定に関するアンケート調査を実施。その結果、都道府県体育（スポーツ）協会で新しいカリキュラムによる養成講習会を実施することについては、人的、経費的負担が大きく難しいという意見をいただいた旨を説明。そのため、これまで示してきた公認指導者制度の改定案や改定スケジュールについて変更が生じる可能性があるため、慎重に協議を進めていく旨を報告。

＜主な意見＞

- ・ 工 藤 委 員 : 変更が生じる可能性があるというのは、どのような内容なのか。
(学 識)
- ・ 事 務 局 : 後日開催される指導者育成専門委員会での検討になるため、現段階では把握できない。
- ・ 工 藤 委 員 : 平成 30 年度からの制度改定はスケジュールに無理があるのではないか。
(学 識)
- ・ 事 務 局 : 指導者育成専門委員会の検討内容を確認した上で、スケジュールも含めて検討していきたい。
- ・ 工 藤 委 員 : 公認指導者制度の改定に準じてスポーツ少年団指導者制度の枠組みを
(学 識) 考えていくということか。
- ・ 事 務 局 : その通りである。
- ・ 北 東 委 員 : 北信越ブロックでも協議を重ねてきたが、スポーツ少年団指導者制度
(北 信 越) (以下、少年団指導者制度)を公認指導者制度へ一本化しても意味がない。スポーツ少年団の指導者は、これまでスポーツ少年団の理念を大切に、子ども達のことを考えて 50 年以上活動しており、制度を一本化しカリキュラムを統合するのは理解が難しい。単位団で活動している指導者のほとんどは、育成母集団の方が空いている時間を削って活動している。そのため、資格取得に 1 万円以上の費用が必要になり、カリキュラム時間が増えることは負担である。それらを考えても現在の認定員・認定育成員のカリキュラムの方が良い。北信越ブロックとして、少年団

指導者制度を残すこと要望する。

現在、20 万人の指導者のうち 60%が有資格保有者であり、残りの 40%の指導者は無資格だけれども有資格指導者と共に活動している。もし制度改定を進めれば、その 40%の指導者は指導者登録を行わなくなるだろう。日本体育協会の指導者制度を一本化せずとも、スポーツ少年団はスポーツ少年団としての指導者制度が存在しても良いのではないか。スポーツ少年団ではアスリートを育てるわけではなく、スポーツ少年団の理念が入っていない公認指導者制度のカリキュラムで子ども達に何を教えていけば良いのか。日本スポーツ少年団の指導者資格を確立すべきである。

・ 星 委 員 : 公認指導者制度との一本化は既に決定している話であり、今検討されているのは制度の内容と改定までのスケジュールということか。
(東 北)

・ 事 務 局 : 前回の本常任委員会の議事録にもある通り、指導者育成専門委員会では指導者制度改定に向けて各都道府県に意見聴取を行い、その意見をどのように制度改定に反映させていくべきか検討している。日本のスポーツ界やスポーツ少年団を含む日本体育協会全体が目指すべき方向性が「スポーツ宣言日本 (2011 年)」に示されており、その考えはスポーツ少年団の理念の考え方を含んでいるということをこれまでも申し上げてきた。そのため、日本体育協会とスポーツ少年団が目指す方向性は同じであり、その考え方に基づきスポーツ少年団の指導者制度の改定を進めていく。

一方で、公認指導者制度改定の方向性がなかなか決まらないのにはもう一点要素があり、第 2 期スポーツ基本計画において、スポーツ指導者の位置づけや役割が重要視されており、運動部活動指導員制度の導入や部活動指導者の国家資格化の検討等、国の動きがある程度見えてきてから制度改定する必要があるという意見が指導者育成専門委員会で挙がっている。そのような状況もあり、公認指導者制度改定の方向性について断言できないため、指導者育成専門委員会での議論をもう少し待っていただきたい。

・ 工 藤 委 員 : 一本化の話がある中で、スポーツ少年団の理念は大事にしなければいけないと思う。一方で、スポーツ少年団指導者の中には公認スポーツ指導者資格も取得すべきだと考えている指導者が多くおり、2 つの資格を取得することへの負担は大きい。そういった現状も踏まえながら制度を検討してほしい。
(学 識)

・ 望 月 委 員 : スポーツ活動の様々な場面、例えば運動部活動において指導者の資質・指導法等が問題視されることが増えている。
(学 識)

スポーツを広い範囲で捉えると、大人のスポーツ、子ども (ジュニア) のスポーツ、子どものスポーツの中でも学校をベースにしている活動、スポーツ少年団のような地域をベースにしている活動、更にならの中で競技によって特色がある。それぞれ共通する部分と特殊事情がある部分の両面が存在する。全体で共通できる部分は共通にし、固有の特殊

事情があるものはそれを残すというバランスの中で検討されている。

新しいカリキュラムでの指導者制度を導入しようとするのと金銭的・時間的制限もあり運動部活動や国体などの大きな大会においても抵抗が大きいと思う。スポーツ少年団でも同様の意見がある状況だと思うが、発想を変えてこれまでの自身の経験だけでなく、更にレベルの高い指導者を目指すために議論をしていくべきではないか。

- ・ 神 谷 委 員 : 公認指導者が学校教育の現場に入るといような将来像を見据えて今
(学 識) の改革が行われているということでのよいのか。
- ・ 望 月 委 員 : そこまで言い切れるかどうかは分からない。
(学 識)
- ・ 事 務 局 : 目指すべき道は一つではなく、様々な需要に応えるために議論をしている。
- ・ 神 谷 委 員 : 学校現場では地域の指導者を指導現場に入れることに抵抗がある都道府県もある。
(学 識)
- ・ 事 務 局 : 色々な考え方があるため、方針を一つに決めつけない方がよいと思う。
- ・ 佐 藤 委 員 : 北海道の常任委員会・委員総会で議論になったが、少年団指導者制度改定に関する情報は市町村や単位スポーツ少年団の活動現場にきちんと行き届いていない。そのため、受講方法（通信研修等）や受講料など目先の情報ばかりが指導者の耳に届き、混乱が生じている。それは全国的に同じ状況ではないだろうか。

スポーツ少年団登録規程において複数名の有資格指導者の登録を義務付けた際に、単位スポーツ少年団の中に資格保有者が不足した場合、育成母集団の中で資格取得者を増やしたケースが多いのではないかと思う。そうした状況を見ても、今後公認指導者資格が必要になり、4年に一度義務研修を受けなければいけないという条件では、この先単位団登録数が減少してしまうのではないか。

日本体育協会が目指す方向性は理解しているが、志のある者が指導者資格を取得できないという状況は避けてもらうようお願いしたい。

- ・ 伊 藤 委 員 : 全国指導者協議会運営委員会の委員長としては、指導者制度の一本化に関して平成 27・28 年の全国指導者協議会でも様々な議論を重ねてきた。第 9 次育成 5 年計画の中で、スポーツ少年団指導者の資質向上が必要であるということ、地域の中でのスポーツ少年団指導者の地位向上、認定員の再研修の機会の充実などが議論されており、公認指導者制度が改定する際にスポーツ少年団の指導者が蚊帳の外にいては、そうしたスポーツ少年団指導者の資質向上・地位向上には繋がらない。そのため、スポーツ少年団指導者制度も接点を持つことはできないかと事務局をお願いしている。そして、その際にスポーツ少年団の理念はしっかり守り続けていくということが必要であると話をしてきた。改定に関する議論は指導者育成専門委員会を中心に行っているため、現状での方向性についてこの会議で話をさせていただいている。

スポーツ少年団は子ども達が主役であるが、善意で指導している方がい

て 50 年以上の活動が成り立っているため、組織そのものが残るための指導者の養成が必要である。組織にも関わる問題であるため、より慎重に、現場の意見が挙がってくる十分な時間を設けて検討していくことを、制度改定を担当する部署に改めて伝えていただきたい。

スポーツ少年団指導者の中にも、現在の認定員資格取得の時間と大きく変わらなければ公認指導者資格を取得したいという声もある。ただ、ハードルが高くなるとどうなのかという意見もあるので、随時情報を伝えていただきたい。

- ・ 工 藤 委 員 : 今後の指導者育成専門委員会での議論、協議の結果はどのように伝えられるのか。
(学 識)
- ・ 事 務 局 : 指導者育成専門委員会の検討状況を確認し、適宜、ご報告したい。
- ・ 星 委 員 : 指導者育成専門委員会には日本スポーツ少年団関係者が委員として参加しているということだが、日本スポーツ少年団としての意見は同専門委員会に伝えられているのか。また、一本化の方向性については変わらないのか。
- ・ 事 務 局 : 指導者育成専門委員会には、指導育成部会の矢野部会員が出席している。また、同専門委員会の中に位置づけられている指導者制度検討プロジェクトには、日本スポーツ少年団事務局が出席している。制度の一本化の今後の対応については、現段階ではまだ決まっていない。
- ・ 議 長 : 公認指導者制度改定の最終決定はどこ機関が行うのか。
- ・ 事 務 局 : 指導者育成専門委員会において公認指導者制度の改定が諮られ、日本体育協会の理事会に報告される。
- ・ 北 東 委 員 : 指導者制度検討プロジェクトでは常任委員会での意見をきちんと伝えているのか。
(北 信 越)
- ・ 事 務 局 : 常任委員会での意見を踏まえ、指導育成部会や指導者協議会で議論を深めた上で、指導者育成専門委員会に臨んでいる。
- ・ 北 東 委 員 : 常任委員会の意見は指導者制度検討プロジェクトでの議論にあまり反映されていないのではないかと。ある程度方向性が決定してから常任委員会や委員総会に情報を提示するという体制が良くない。
- ・ 事 務 局 : ご意見として承る。
- ・ 望 月 委 員 : パブリックコメントと似た形で、試案として然るべき場所に情報を提示してはどうか。
(学 識)
- ・ 事 務 局 : ご意見として承り、担当部署に伝えたい。
- ・ 議 長 : 基本的に情報を可能な限り開示し、知りたい方が知り得ることができる体制が大事だと思う。
- ・ 佐 藤 委 員 : 事務局の説明の中で、指導者育成専門委員会が都道府県体育(スポーツ)協会にアンケート調査を行った際に、都道府県では養成講習会が実施出来ないという回答があったということだが、日本体育協会が指導者養成を直接実施すると、都道府県や市区町村が指導者養成に全く関わらないという状況になる。新制度に関する情報が分からないためそのように回答したという話も聞いたため、せめて常任委員会では紙資料で状況が分

かるよう情報開示してもらいたい。都道府県が関与しない指導者養成は危険な状況であると思う。指導者育成専門委員会でもそのことに考慮して検討してもらいたい。

- ・ 三 和 委 員 : 指導育成部会でもそういった議論の真っ只中にある。ある程度の道筋が (学 識) 出来たら常任委員会できちんご報告したい。

(5) 専門部会及びプロジェクト等の報告について《資料 P.16》

各部会長（副部会長）、事務局から資料に基づき報告。

【指導育成部会】

- ・ 「日本スポーツ少年団第 10 次育成 6 か年計画－アクションプラン 2017－」について指導育成部会の所管事項の 1 年次の取り組みについて確認し、その取り進め方を協議。特に「女性指導者の拡充」、「登録システムの改善」では、今後、都道府県スポーツ少年団に対し、意見聴取を行い、その際の意見聴取の方法などを協議。
- ・ 平成 29 年度生涯スポーツ功労者表彰についてスポーツ庁が実施している顕彰事業の推薦候補者を選出。秋田県、神奈川県、福井県、大阪府、沖縄県が選出県となっており、計 9 名の方を候補者として推薦。

【広報普及部会】

- ・ 「日本スポーツ少年団第 10 次育成 6 か年計画－アクションプラン 2017－」について広報普及部会の所管事項の 1 年次の取組みについて確認し、次回部会にて新しい部会員の中から各項目担当を決め、取り進めることとした。また、その中でも昨年度から検討している既存広報資料の見直しについて重点的に取り組むことを確認。

【活動開発部会】

- ・ 「日本スポーツ少年団第 10 次育成 6 か年計画－アクションプラン 2017－」について活動開発部会の所管事項の 1 年次の取組みについて確認し、次回以降、具体的に取り進めていくこととした。また、昨年度から引き続き検討を進めている内容の経過報告を行った。

【リーダー養成ワーキンググループ】

- ・ 平成 29 年度全国スポーツ少年団リーダー連絡会について全体テーマと当日の進め方について協議。全体テーマを「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた全国リーダー・アクション」とし、情報提供・講義・分散会を実施することとした。
- ・ 平成 29 年度日本スポーツ少年団シニア・リーダースクールについてプログラムの運営方法等について協議。今後、講師および運営リーダーによる事前打ち合わせ会議を行い、開催に向けた準備を進めていくことを確認。

【幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及ワーキンググループ】

5 月 22 日開催の会議において、今年度の普及講習会、講師講習会の内容確認を中心に協議を行い、講習会参加者の ACP 普及活動をサポートする副教材の確認を行った。

また、今年度から開始する「-アクションプラン 2017-」にも「アクティブ・チャイルド・プログラム」というキーワードが多く取り入れられていることから、様々な観点から班員の協力をいただくことを確認。

(6) ブロック報告について

特になし。

(7) その他

① スポーツ少年団運動適性テストの改定について 《資料 P.17~18》

資料に基づき、ワーキンググループ班長の富田委員から、これまでの「量」的な評価だけでなく、「質」的な評価観点を加えたこと、項目には新体力テストと同様の方法で実施する種目を採用すること、ジュニア期に起こりやすいけがの予防につながるチェックを導入するといった新しい特徴を持つテストを目指している旨を説明。

また、新たに評価表を作成しなければならないテスト項目があるため、評価表の作成に必要なデータの収集について各都道府県に協力を依頼したい旨を報告。

② 「未来への道 1000km 縦断リレー みちのくから、つながろう」への協力について

《資料 P.19~23》

東京都スポーツ文化事業団が実施する、東日本大震災からの復興支援を目的に、本年 7 月 24 日~8 月 7 日にかけて青森県から東京都までをリレー形式でたすきをつなぐ標記事業に対して、スポーツ少年団関係者の参加依頼が本会宛にあったことを報告。このことを受け、本会から該当県に対して参加者募集に関する協力依頼を発信したことを併せて報告。

<その他>

- ・伊藤委員： 全国指導者協議会の状況として、従前は全国の 47 都道府県指導者協議会から委員を選出してもらっていた。しかし、現在、いくつかの都道府県の中では指導者協議会を持たずに県本部の一部会として組織されているところもある。本来は 47 都道府県全てから委員を選出してもらいたいため、「指導者協議会等」として「等」を加えた規約を整えたが、広島県からは 3 年連続、今年は鳥取県からも選出がない状況であることを報告する。

上記報告事項について、いずれも了承された。

今期で副本部長を退任される山井副本部長より一言挨拶。

以上、16 時 30 分終了。